

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用条項の規定整備を行う。</p> <p>株式譲渡所得に係る個人県民税の課税の特例についての規定における「有価証券先物取引」を定義する証券取引法の条項の移動</p> <p>証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引</p> <p style="text-align: center;"><u>第2条第20項</u></p>	
施行日	平成16年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>改正法の目的</p> <p>内外の金融情勢の変化に対応し、証券市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度の創設 ・証券会社等についてその信頼性の向上の観点から株主に関する制度の整備 ・証券取引所の持株会社制度の導入 ・外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備等を行う。 	